2025年度税制改正による

退職所得控除」の 調整規定の しの影響

2025年度税制改正では「勤続期間等の重複排除の の適用対象期間が延長され、老齢一時金と退 ・時金とを組み合わせて受け取るケースで、 退職 所得控除を満額利用することが難し

税理士法人メディア・エス 田中 康雄 税理士

退 一職所得控除とは

る退職所得の金額は、 に基因して支払われるすべての給 分類されますが、課税の対象とな 与は退職手当等として退職所得に 職金や功労金など、退職したこと 退職により勤務先から受ける退 原則とし

次の算式により計算します。

さらに、

て計算してみましょう。 るといえます それでは、 具体的な数字を使 (図表1)。

退職所得の金額 = (収入金額

得控除額も、

退職所得に対する課

40万円から70万円に増え、退職所 年数が20年を超えると1年につき

税を抑える重要な役割を担ってい

退職所得控除額)×1/2

対象となり、税金面では優遇され ては、これを一時金として受け取 た所得の1つとなっています。 し引いた部分の半分だけが課税の った金額から退職所得控除額を差 このように、 退職所得控除は、 退職手当等に対し 勤続 <u>*</u> ※2 勤続年数=43年4か月 万円 - 2480万円**1)×1 退職所得の金額=(2500 /2=10万円 0万円+70万円×(44年※2 →1年未満切上げ 20年) = 2480万円

退職所得控除額=80

受けていたような場合には、甲社 年以前にも乙社から退職手当等を 社から退職手当等を受けた年の前 ことが前提です。 初めて退職手当等の支給を受けた ここで、 事例1は、 つまり、 Aが生涯 A が 甲 で

次の算式のとお 金額の計算は、 Aの退職所得の た。この場合の 受け取りまし 万円の退職金を 社から2500 をもって退職 その年に甲 I 図 表 1

排除の特例」といいます)とい

特例」(以下、

「勤続期間等の重複

における勤続期間等の重複排除の

退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 (ただし、80万円に満たない場合には80万円)
20年超	800万円 + 70万円×(勤続年数 - 20年)

期間43年4か月 定年により勤続 る従業員Aは、

め、このようなケースに対しては 除額を使うことができてしまうた 計算するとき、二重で退職所得控 職手当等に係る退職所得の金額を からの退職手当等と乙社からの退

定の制限が設けられています。

これを「退職所得控除額の計算

事例1

甲社に勤務す

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数 (ただし、80万円に満たない場合には80万円)
20年超	800万円 + 70万円×(勤続年数 - 20年)

の見直しの背景と概要 退職所得控除の調整規定

年度税制改正で見直されました。 規定に関し、その一部が2025 い、こうした退職所得控除の調整

りです。

(1) 2025年度税制改正の背景

として支給される一時金(以下、 Coのような確定拠出年金法に規 も退職所得とみなされます。 型年金規約に基づいて老齢給付金 定する企業型年金規約または個人 時金のほか、 よる退職に基因して支給される一 共)のような社会保険制度などに 小企業退職金共済(いわゆる中退 先から受ける退職手当等 老齢 「退職一時金」といいます)や中 退職所得には、 時金」といいます) 企業型DCやiDe 退職により勤務 (以下、 など

: 44 年

企業実務 2025. 7

現行制度における重複排除の特例の適用の可否 ■図表2



着し、退職 歳定年が定 たなか、 ん。こうし

時金の支

老齢 その 制度では、 け を60歳で受 ています。 スが増加し になるケー 取 現行の れば容 時金 方

> 整規定が見直されました。 という現状を踏まえ、 易に節税効果が実現できてしまう の見地 心から、 退職所得控除 課税の公平 0

(2) 改正 の概

え、

歳から75歳までの間

で受け 金に加

に

括で受け取る退職

時

きる企業型DCやiD

eCoなど

の老齢

一時

るタイミングをコントロ

ーールで

< 制

従業員が勤務先等から退職時

度を採用する企業も少なくな

は

多様化し、

そのなかから複数の

このように、

近年、

退職

金制度

間と企業型DC等の 加えられました。 額 複期間があるときの 職 いを受ける場合について、 の計算に関して、 2025年度税制改正では、 時 金のほか老齢 退職所得控除 積立期間に重 時金の支払 定の調整が 勤続期 退

Ŕ と i 人事 中心に取り上げますが、 らの退職 入するサラリー なお、 まずは現行制度を確認したうえ 改正後の内容を解説します。 同様です。 業主における小規模企業共済 D e ここでは企業型DCに加 C 時 金 と i D 0 マン等の 組 合 せに e C 勤務先か ケー お o, ・スを 個

65

あ

ŋ

ま

せ

スも珍しく け取るケー 手当等を受 わせて退職 金を組み合

(3) 現行の調整規定

も65歳以 給につい

É. 7

係る退職所得控除額の 以前 の退職手当等」 われた退職手当等 る場合にお るときは 現 に係る勤続期間と前の退職手 行の制度では、 に係る勤続期間に重 4年内に他の支払者から支払 いて、 本 といいます) 年分の退 本年分の退職手 (ここでは その 計算は、 職所得に 複期間が 年の前年 があ 「前 原

> た金額となり 1 所令70①二)。 則 次の① íま す から②を控除 (所法30⑥

> > であ 当 等

もの

であっても、 っても老齢

その後に受け取 時金に該当する として、

が、

現行

0

制度では、

前の退

職

が退職

時金に該当するもの

続年数に基づき

金額 なして、 年未満切捨て) 図表1により計算した を勤続年数とみ 1

もそれぞれに図表1によって計算

ても本年分の退職手当等に対して

ことができます。 た退職所得控除額 0) しても退職 例 き 前 時 なり得ますが、 等の重複排除の特例の 受給している場合には、 型DCによる老齢一時金をすでに も前に在職中に加入していた企業 支払いを受けたものの、 になり定年退職して退職一 は適用されず、 は、 積立期間または勤続年数に応じ 4年内より前に設定していると 金の支払いを受ける年の 時金の受給を定年による退職 つまり、 勤 ?続期間等の重複排除の特 図表2のように、 時金に対しても、 そのうちその老齢 老齢 を満額適用する 適用対象と 時 勤 それより が前年以 **系続期間** 時 金に対 金の 65 そ 歳

払いを受ける順番になっています 金を受給し、 受取り方について、 図表2では退職手当等 後に退職 先に老齢 時 金 一の支 時 0

す

(所令70①

括弧書

本年分の退職手当等に係る勤 図表1により

計算した金額

かぎり、

これらの間隔が5年を超

複

る退職手当等が退職

時金である

重複している部分の期間

の特例は適用されません。 えていれば勤続期間等の重

つまり、

前の退職手当等に

対し

2

に勤 老齢 とができますが、 得控除額の計算において一定 給するケースに対しても、 を受け、 延長されることになりました。 重複排除の特例の適用対象期 るケースに対して、 方のうち、 制改正によって、 した退職所得控除額を控除するこ 一方、 務先から退職 一時金、 その後に老齢 図表2の 図表2のように、 後が退職 これらの受取り 2025年度税 例とは逆に、 時金の支払 勤続期間等 時金を受 時金とな 退 0 先が 職 間 先 制 所 が

等の 約が別に規定されています。 を受けているときは、 前19 老齢 重複排除の 体的には、 年内に退職 時金を受給する年の前 次三図表3のとお 特例が適 時金の支払 用され 勤続期間

31 企業実務 2025. 7

退職一時金⇒老齢一時金の場合の重複排除の特例の適用の可否 ■ 図表3



改正前後の重複排除の特例の適用の可否 ■ 図表 4



る年の 内に老齢 合には、 いを受けている場 0) 前年 支払いを受け 当該老齢 時 以 金 前 9年 0 支

対 せ で受け取ることになるため、 する えるでし $\bar{\lambda_{\circ}}$ 避 間 日 等 こう 0 ることは現実的では 定 任 重 複排除の よう。 意に選択できることに の縛りに した点が老齢 特例 なっ てい 0 にありま 適用を 時 勤続 ると 金の

取 現

てから

20 て、

年を超えて老齢

時

金を受給しようとしても、

そもそ

時金は60

3歳から75歳

0

間

(4)11 は 5

あ 年

りま

せ 制

 $\bar{\lambda}$ 改

が 正

新

令

70 つ

税

0

見 所 直

> 対 2

0 度

ケー

スに関

しては、

ハ

65 お

歳定年

が定着し

0

ある 1 象で $\frac{1}{0}$

13

退

職

時

金を受け

改正 後 の調整規定

に関し ター ました。 ら 金 職手当等の 正 0 て になるケー 象期間 排除の 2 5 0 D 前述のとおり、 込退職 後に勤 勤 C等の い 続期 て、 年 が 特 つ 図 ·度税 まり、 務先等 先に 間等 老齢 受取 |表2 延長され 例 ス 時 金 0 適用 対 企業 制 'n 0) 0 0 順 時 退 改 2 重 か パ

退職手 は老齢 退 職手当等 具体的に ・当等に 時 金以外 は、 (ここで なりま その

> 重 時 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 複排除 金等に対しては、 [表 4、 0) 新所令70① 特例 の対象となり 勤続期 口 間等 ます 0

用されます。 け ている場合で、 を受ける退 以後に老齢 この改正は、 職 手当 時 $\begin{array}{c} 2 \\ 0 \\ 2 \\ 6 \end{array}$ 同日以 金の 一等につ 支払 後 车 に支払 (V r V て適 を受 月 1

ることはあ

りません。

11

に老齢 70 0) お 0) Z る お b 13 とえば甲社から退 け 想定しています。 <u>①</u> イ 特例 であ 退職 たの いて なお、 対 社から退 年 (V を受ける年よりも前に乙社 時金の支払いを受けるケ する退 \dot{o} て、 が老齢 は適用 前年以 は、 甲 れ ば、 その 時金を受給し、 改正では、 社から退職 時金を受け 勤 職 職 ざれ 所得控除 続期間等の それぞれ 前 うち現行の 時 時金では 4 ませ 年内 金を受けてい 職 つまり、 そい あくまでも先 額の により $\bar{\lambda}$ 0 時 時 後に退 なく、 重複排 退 制 金を受け た場合に 金 **新** も前 度と同 並の支払 先に受 計算 職 1 新令 所 から ・スを 1 除 得 職

実務 **ത** 影

である65歳を起点として、 定年退職とし 表 2 の ように、 7 現 般的 行の その な年齢 制 度 で

が

は、

図

間 ŋ H るように設定しておけば、 齢に達する年の前年以前4年内よ 等の も前 取 る退職 重複 0 年に老齢 排除 時 の特例 金に対し 時金を受給す が 適 て勤 用さ 後で受

設定 つつも、 歳に設定するし を受給することはできません。 退職所得という名目で老齢 年に老齢 る年の前 ようにするため 0 て、 重複排 支払 は、 0) これを実現させるに ように老齢 しなければ か いを受ける年齢を65 節税に向けて勤続期 除 年以前9年内よりも 時金を受給するように -退職により退 2025年度税制 0) 特 には、 かなく、 なりません。 例が適用され 時金の受給を 65 は、 歳に 55 歳 職 歳 達す 間等 時 で 図 前 な ٤ 時 改 金 は 55 表 金 正

る老齢 てみると70歳に て引退のタ 60 そうであるならば、 歳 に設定し、 時 イミングをカウ 金の受給の なります これを起点と 時期を最 先に受け 取

来の 筅 所得に対 ただし、 あ 老後 ŋ してそれ 設定です。 図 の生活を考えて、 これらはあくまでも退 表3 する節税を目的とした だぞれ 当然、 0) 例 0) ライフプ 0) 節 税よ 先に退 ラン ŋ 将

32 企業実務 2025. 7

改正後の従業員Bの退職所得の計算の前提 ■図表5

<前の退職手当等> <本年分の退職手当等> 定年退職(退職一時金) 企業型DCの受給 入社 企業型DC加入(積立開始) 22歳 65歳 40歳 (55歳) 60歳 老齡一時金:1,000万円 加入期間:20年 退職一時金:3,000万円 勤続期間:42年 ↓ 重複排除の特例の対象 重複期間=20年

時金の受給を60歳に設定する場合 いて、 年退職を予定しているケースにつ 影響を確認するため、 もあるでしょう。 齢 職 4の例にあるように、 とはいえ、ここでは改正による 現行の制度と改正後による退 時金を受給するという選択肢 時金の支払いを受け、 企業型DC等による老齢 図表2と図 65歳で定 後に老

В

職所得の金額は次のとおりです。 000万円を受給しています。 退職一時金を受け取ったときの退 給したときの退職所得の金額と、 給年齢を60歳に設定してすでに1 に40歳で加入し、 ました。また、 65歳で定年退職し、 金として3000万円を受け取り この場合、 従業員Bは42年間勤めた丙社を Bの老齢一 丙社の企業型DC 老齢 丙社から退職 時金を受 時金の受

(1)

所得の金額を比較してみます。

1 老齢 時金に係る退職所得の

2=100万円 退職所得の金額 = ※退職所得控除額= 万円 - 800万円*)×1 20年(積立期間) = 800万円 1 0 0 · 40 万円

2 退職 時金に係る退職所得の

万円 退職所得の金額 = (3000 ※退職所得控除額=8 /2=330万円 円+70万円×(42年-2340万円 -2340万円*)×1 00万 20年

2

職所得の負担 満額使うことができます。 上も、 後で受け取る退職一時金に係る退 ることになり、 間等の重複排除の特例が適用され 退職所得控除額の計算上は勤続期 ることになります。そうなると、 以前9年内に老齢一時金を受給す 月1日以後になったときは、退職 しようと計画していた場合に、老 その前に老齢一時金を60歳で受給 退 時 年 時金の支払いを受ける年の前年 職一 時金には影響がありませんが、 金に係る退職所得の計算上も、 しかし、改正後も図表5のよう Bが定年退職を65歳と決め、 時金の支払いが2026年1 現行制度の場合には、 金を受け取る年の前年以前 は、 よりも前に設定していたた 両方とも退職所得控除額を 時金に係る退職所得の計算 老齢一時金の受給を退 「が大きくなります。 先に受給する老齢 老齢

1

時金に係る退職所得の

金額 (1) ①に同じ。 退職一時金に係る退職所得の

退職所得の金額 II 3000

_2=730万円 1540万円*)× 1

1 ※退職所得控除額 1540万円 800万円+70万円×(42 Ш Ü 2

間) = 800万円 40 20年) = 2340万円 万円×20年(=重複期

2

歳を迎えれば、 受け取る退職手当等に関して課税 排除の特例が適用されると、 るのが一般的です。 グでいったんは退職金が支払わ したとしても定年退職のタイミン を受給しようとしても、 なく住民税にも影響が及びます。 あり、そうなると所得税だけでは 所得が大きくなってしまう場合も 節税に向けて早めに老齢一 このように、 再雇用制度を活用 勤続期間等の 定年の65 一時金 重複

ースで、 難しくなってしまったといえるで 時金とを組み合わせて受け取るケ 重複排除 変えないかぎりは、 る退職所得控除額を超える場合に 正によって、 しょう。 そのため、 自身のライフプランを大きく いずれも図表1で計算す の特例を回避することは 老齢 2025年度税制改 勤続期間等の 時金と退職 0